



南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画

ひまわりプランⅡ

(中間見直しダイジェスト版)

健康対策課 ☎050(3381)5141



南島原市では、平成23年3月に「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランⅡ）」を策定しました。

ひまわりプランⅡは、平成29年度までの計画で市民皆さんの健康づくりと生活の質のさらなる向上、健全な食生活の実現、食文化の継承などを指すものです。計画の実践として「こころと体の健康づくり」、「歯・口腔の健康づくり」、「食育の推進」について、それぞれのライフステージ（世代）に応じて、市民・地域の関係団体・行政が一体となって健康づくり対策に取り組んできました。

この間の国・長崎県の健康づくりに関する新たな方向性を踏まえ、ひまわりプランⅡの基本的な考え方やこれまでの取り組みを継承しつつ、平成26年3月に「南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画（ひまわりプランⅡ）」の中間見直しを行いました。

皆さん一人ひとりのライフステージ（世代）に応じて取り組んでいただきたいことは、次のページ以降に掲げています。

ひまわりプランⅡの目的



こころと体の健康づくり

生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病予防および早期発見・早期治療を行い、健康寿命の延伸と生活の質の向上。



歯・口腔の健康づくり

生活習慣を改善して健康を増進し、自らむし歯、歯周疾患などの予防および口腔機能の向上に取り組む、健康寿命の延伸と生活の質の向上。



食育の推進

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを図る。

市役所の担当課がわからないときは 南島原市役所 ☎050(3381)5000へ

*省略文字説明/日時 場所 内容 定員 料金 対象者
応募締切 申込方法 申し込み・お問い合わせ

南島原にゆーす

環境課 ☎050(3381)5041

4月9日から

狂犬病予防注射が始まります

登録犬の所有者には、予防注射の通知(問診票)を送付しますので、必要事項を記入の上、通知(問診票)を持参してください。

■ 予防注射費用（1頭の場合）

① 狂犬病予防注射手数料…………… 3,250円

(注射済票交付手数料 550円含む)

※消費税増税により今年度から集合注射料金が200円値上がりしています。

② 新規登録の場合…………… 6,250円

(登録料 3,000円+狂犬病予防注射手数料 3,250円)



■ 実施日（詳細な場所、時間は通知書や市ホームページに記載しています。分からない場合はお問い合わせください）

実施日	町名	実施日	町名
4月9日(水)	加津佐町	4月10日(木)	口之津町
4月15日(火)	南有馬町	4月16日(水)	北有馬町
4月18日(金)	西有家町	4月22日(火)	有家町
4月23日(水)	布津町	4月25日(金)	深江町

犬の登録事項変更について

次の場合は、届け出が必要です。各支所または環境課に届け出てください。

- ① 犬が死亡した場合(鑑札および狂犬病予防注射済票が必要です)
- ② 犬の所有者の氏名または住所が変わった場合
- ③ 犬の所在地が変わった場合
- ④ 犬の所有者が変わった場合(登録済の犬を譲り受けた場合は、犬を新たに登録する必要はありませんが、新しい所有者は、所有者が変更になったことを届けなければなりません。)

南島原にゆーす

税務課 ☎050(3381)5023

固定資産課税台帳の縦覧

土地または家屋の納税義務者は、所有する土地や家屋の評価額が適正に評価されているかを確認するために、市内にある他の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿を縦覧することができます。

この機会にぜひ、あなたの資産を確認してみませんか(縦覧手数料は無料です)。

☎4月1日(火)～5月30日(金) (土日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

☎各支所 (各旧町分の縦覧となります)

● 縦覧できる人

- ・土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者
- ・家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者

● 必要なもの

- ・本人であることが確認できるもの (納税通知書、免許証などの身分証明書等)

